

平成 30 年度公益財団法人大船渡市育英奨学会 奨学生募集要項

1. 応募資格

- (1) 大船渡市に住所がある方のお子さんで、平成 30 年 4 月 1 日以降に学校教育法* (昭和 22 年法律第 26 号) に規定する高等学校、大学 (短期大学)、高等専門学校、大学院及び専修学校に在学している者であること。(通信教育は該当しない。)
- (2) 学資の支弁が困難と認められる者で、健康で成績優秀、品行方正であること。
※厚生労働省など他省庁が所管する学校は該当しません。あらかじめ在学する学校にご確認下さい。

2. 募集人員 大学生等 18 人程度 (大学生 1 人に対し高校生は 3 人とする。)

3. 奨学金の貸与月額・貸与期間等

- (1) 貸与月額 大学等 30,000 円 (無利子)
高等学校等 10,000 円 (無利子)
- (2) 貸与期間 正規の修学期間
- (3) 貸与方法 毎月第 2 金曜日に、本人の銀行口座に振り込みます。
(振り込みは、岩手銀行大船渡支店の奨学生ご本人の口座に限らせていただきます。)
* 口座を新規開設する場合は、窓口での本人確認書類(住民票原本、各種健康保険証原本など)の提示が求められますので、市外転出前の口座開設についてご検討願います。

4. 申請の手続き・採否決定及び通知等

- (1) 提出書類 奨学金貸与申請書、奨学生推薦調書ほか必要書類 (右記を参照ください。)
- (2) 提出先 (公財)大船渡市育英奨学会
大船渡市教育委員会事務局 生涯学習課内 (担当 総務係)
- (3) 申請受付期間 平成 30 年 4 月 2 日 (月) から平成 30 年 4 月 20 日 (金) まで
- (4) 奨学生採否決定及び通知
(公財)大船渡市育英奨学会選考委員会において、人物・学業成績・健康状態・家庭状況等について書類審査し、選考します。
選考結果については、5 月末日までに文書により通知します。

5. 奨学金の返還

奨学金の返還は、奨学金の貸与が終了し、1 年間据え置き後に 10 年以内で返還していただきます。返還方法は、年賦 (6 月か 12 月) 又は半年賦 (6 月と 12 月) のどちらかの方法となります。

また、返還状況を奨学生本人・保証人・連帯保証人にお知らせする場合があります。

○問い合わせ先

〒022-8501 岩手県大船渡市盛町字宇津野沢 15 番地
大船渡市教育委員会事務局 生涯学習課内 (担当 総務係)
公益財団法人大船渡市育英奨学会
TEL 0192-27-3111 (内線 272) FAX 0192-27-8878